

修了要件(法学研究科)

1. 指導教授の指導を受けて、次のとおり合計30単位以上を修得すること。
 - ・ 特殊講義 22単位以上
 - ・ 演習 4単位以上
 - ・ 研究指導 4単位
2. 研究科委員会が特に認定したものに限り、他研究科の授業科目の履修単位を10単位まで特殊講義の単位に充当することができる。
3. 修士論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、その年度に修了単位(30単位以上)を修得見込みであること。

学位論文審査基準(法学研究科)

学位論文の審査は主として以下の基準を総合的に検討して行う。

1. 問題意識が明確でテーマの設定が適切であること
2. 先行研究や関連研究を的確に検証していること
3. 分析・論述・構成が論理的で一貫性があること
4. 独創性が認められること
5. 引用などが適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること